

8年ぶり!!

ヴォーリスの
精神をめぐる旅

申込締切:2025年8月8日(金)

近江八幡市兄弟都市・レブンワース市 国際交流の旅

ヴォーリス足跡旅考2025



近江八幡市名誉市民第1号であるウィリアム・メレル・ヴォーリス氏は、今から120年前の明治38年、故郷アメリカから太平洋を渡り、24歳で近江八幡市にある現在の滋賀県立八幡商業高校の英語教師に赴任しました。教師生活後も近江八幡にとどまり続け、伝道の傍ら建築設計で成功し、一柳満喜子氏と結婚、製菓等の輸入貿易をはじめ、教育、医療・福祉、社会事業など多彩な活動を展開しました。ヴォーリス氏は、敬虔な信仰心とユニークな人柄で多くの人々を魅了しました。「世界の中心は、近江八幡にあり」と唱え、共同理想郷づくりを目指した彼の生き様は、今を生きる私たちが、持続可能な社会を構築していく上で、様々な示唆を与えてくれています。近江八幡を愛したヴォーリス氏は、どのような土地で、その人格を形成したのでしょうか。生誕地であるカンザス州レブンワース、子供時代から大学生まで伝道精神を育んだコロラド州デンバー、今回、8年ぶりに足跡を訪ねる北米「旅考」が開催されます。来日120年の節目に、若きヴォーリスが過ごした故郷を体感いただき、参加者様にとって有意義な旅となることを心より願っております。

近江八幡市長 小西 理



今年2025年は、私たちの創業者であるウィリアム・メレル・ヴォーリス師が来日して120年のメモリアルイヤーです。カナダ・トロントのマッセイ・ホールでの宗教体験から海外伝道を志し、キリスト教の隣人愛に基づき、「神の国」、愛と平和に満ちた共に生きる社会の実現を目指し、生涯を社会奉仕に捧げました。伝道、建築、医療、製菓他さまざまな分野で事業を興し、現在も近江兄弟社グループとして継続し、ヴォーリス精神を継承しています。このヴォーリス師の理念と行動力に影響を与えたものは家族からの愛情であり、キリストの教えであり、若き日のYMCAでの活動でしたが、幼少期に育った自然環境もまた、温かく、やさしく、おらかな人柄に大きく影響を及ぼしたとされています。ヴォーリス師の足跡を訪ねる北米旅考は1993年に始められ、コロナ禍を経て8年ぶり、14回目の企画となります。来日120年のまたとない機会です。彼の生まれ育った地や学び舎を訪ね、書物だけではわからないその風土、環境、自然に触れ、全身でヴォーリス精神を体感してください。皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

株式会社近江兄弟社 代表取締役 辻 昌宏

旅行期間

2025年10月23日(木)~10月29日(水) 7日間

旅行代金

¥728,000

大人お一人様/
エコノミークラス/
2名様一室
ご利用の場合

※左記旅行代金とは別に海外空港諸税(約12,000円)・国際観光旅客税(1,000円)・成田空港施設使用料(大人/2,460円、小人/1,240円)・国内線の施設使用料(伊丹空港発着毎340円、成田空港発着毎450円、羽田空港発着・大人/450円、小人/220円)・燃油サーチャージ(燃油特別付加運賃)、(約72,600円)・旅客保安サービス料(700円)・航空保険特別料金(約1,100~1,400円)、アメリカ国内線受託手荷物料金(各区分1つ目から40~50アメリカドル)が必要です。海外空港諸税・燃油サーチャージ・航空保険特別料金、アメリカ国内線受託手荷物料金については変動する場合がございます。ご出発の40日前頃に確定した金額をご請求申し上げます。(2025年4月14日現在)

後援 公益財団法人 近江八幡市国際協会、
アメリカ・カンザス州・レブンワース市観光協会、
ヴォーリス来日120年記念事業
バンライナーこっちゃ! 協議会

協賛 近江兄弟社グループ

旅行企画・実施 株式会社阪急交通社 大阪団体支店

- 一人部屋使用追加代金:120,000円
- 募集人員:30名(最少催行人員26名)
- お申込方法:株式会社阪急交通社 大阪団体支店までお申込み下さい。
- お食事条件:朝食5回・昼食3回・夕食5回(軽食含む、機内食を除く)
- ご利用予定航空会社:ANAユニテッド航空
- 添乗員:1日目伊丹空港から7日目伊丹空港まで同行いたします
- お申込締切日:2025年8月8日(金) (定員になり次第、締切りさせていただきます)
- お申し込み方法:当社所定の旅行参加申込書に所定の事項を記入しお申込みください。旅行参加申込書は裏面に記載の電話番号までご請求ください。インターネット予約もご利用いただけます。
- ご利用予定ホテル:
デンバー/HAMPTON INN & SUITES DOWNTOWN CONVENTION CTR(指定)
レブンワース/HAMPTON INN LEAVENWORTH(指定)
サンフランシスコ空港周辺/BEST WESTERN PLUS GROSVENOR(指定)



日程	月日曜	地名	現地時刻	交通機関	概要	朝	昼	夕
1	10/23 (木)	伊丹空港 羽田空港 成田空港 デンバー国際空港	発着 着 着 着	11:00 12:15 16:30 12:05 17:00	NH022 空路、羽田へ 羽田着後、各自成田空港へ移動 UA142 成田発。デンバーへ 到着後、デンバー中央長老派教会見学 専用車 ホテルチェックイン 徒歩にて夕食へ (デンバー泊)	—	機内食	レストラン
2	10/24 (金)	デンバー コロラドスプリングス コロラドスプリングス デンバー	発着 着 着 着	8:00 10:00 15:00 17:00	専用車 専用車にてコロラドスプリングスへ コロラドカレッジ訪問 図書館、チャペル、寮など見学 専用車にてデンバーへ 徒歩にて夕食へ (デンバー泊)	ホテル	レストラン	レストラン
3	10/25 (土)	デンバー国際空港 カンザスシティ空港 レブンワース	発着 着 着	9:57 12:39 14:30 20:00	UA2159 空路、カンザスシティへ 着後、レブンワースへ 到着後、市内観光、市主催の夕食会 専用車 ホテルチェックイン 徒歩にて夕食へ (レブンワース泊)	ホテル	レストラン	レストラン
4	10/26 (日)	レブンワース	終日	専用車	統一長老派教会にて礼拝 教会員とボットラック 午後は市内観光とショッピング 徒歩にて夕食へ (レブンワース泊)	ホテル	—	レストラン
5	10/27 (月)	カンザスシティ空港 サンフランシスコ国際空港	発着 着	7:25 9:12 20:00	UA2380 空路、サンフランシスコへ 着後、昼食と市内観光 ツインピークス、ゴールデンゲートブリッジなど 専用車 夕食後ホテルへ ホテルチェックイン (サンフランシスコ空港周辺泊)	軽食	レストラン	レストラン
6	10/28 (火)	サンフランシスコ サンフランシスコ国際空港	発着	11:40	UA837 ホテル無料バスにて空港へ ユナイテッド航空にて帰国の途へ(機内泊)	ホテル	機内食	機内食
7	10/29 (水)	成田空港 成田空港 伊丹空港	着 発着 着	15:00 17:35 18:55	NH2177 国内線にて伊丹へ お疲れ様でした	—	機内食	—

「燃油サーチャージ・料金」収受について

各航空会社では、昨今の世界的な航空燃油価格の高騰を受け、「燃油特別付加運賃・料金（以下燃油サーチャージ）」を設定しました。当社と致しましては、2005年4月1日出発のツアーから、旅行代金とは別途、お客様にお支払い頂いております。燃油サーチャージは航空会社・区間毎に異なります。航空会社の定める燃油サーチャージが変更された場合は、増額時は不足分を追加徴収、減額時は請求となります。ご出発の40日前頃に確定した金額をご返金申し上げます。尚、航空燃油価格が一定価格に沈静化したと判断された場合には、燃油サーチャージは廃止されます。

パスポート(旅券) 必要残存期間およびビザ(査証)の要／不要について

●アメリカ入国および乗継ぎのさいにはESTA(電子渡航認証システム)の事前取得が必要で(申請料金21アメリカドル相当。当社にて取得依頼の場合は申請料金に加入取得手数料5,000円(税別)を日本円で請求させていただきます)。

※日本国籍の方が観光目的で短期入国する場合および乗継ぎをする場合の条件です。

※これらの情報は、各国の諸事情により予告なく変更される場合があります。

【重要：下記に該当するお客様はビザ申請が必要で】 2016年1月21日以降、下記に該当するお客様は、「ビザ免除プログラム(ESTA電子渡航認証システム)」を利用して渡米することができなくなります。米国大使館・領事館にて事前のビザ申請が必要です。下記1または2に該当するお客様は当社旅行にご連絡をお願いします。

①ビザ免除プログラム参加国の国籍(日本国籍含む)で、2011年3月1日以降に、イラン、イラク、北朝鮮、スーダン、シリア、リビア、ソマリア、イエメンに渡航または滞在したことがある方。

②ビザ免除プログラム参加国の国籍(日本国籍含む)と、イラン、イラク、北朝鮮、スーダン、シリアのいずれかの国籍を有する二重国籍の方。

③2022年1月21日以降、キューバに渡航または滞在したことがある方。

航空機のお座席について

航空機のお座席に関するご希望は一切お受けできません。カップルやグループでご参加のお客様でも離れてお座りいただく場合がございます。当ツアー適用の運賃の座席割り当てについては当該利用便の予約状況や安全運行上の理由で航空会社が独自の判断の上、決定されます。従って当社は一切の確約や責任を負えません。予めご了承下さい。また、ビジネスクラス及びプレミアムエコノミークラスをご利用の場合は、窓側・通路側などのご希望は承りますが、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承下さい。

海外旅行保険への加入は忘れずに

より安心してご旅行いただくためにも、ご旅行中の病気や事故・盗難に備えて、海外旅行保険に加入されることをおすすめします。外国での治療費やご自身の責任による賠償金などはかなり高額となったり、賠償義務者が外国の運輸機関や宿泊機関などである場合、賠償を取り付けるのは容易でないこともあり、さらに国情により賠償額が非常に低く、十分な保証を受けられないこともございます。また、クレジットカードに付保されたサービスの保険では不十分な場合や適用されない場合もございますので、お客様ご自身で十分な海外保険に加入されることをおすすめします。

ご旅行条件(要旨)

●お申し込みの際にはこのご旅行条件書(要旨)と別途お渡しする旅行条件書を必ずお読みください。

1. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は株式会社阪急交通社[観光庁長官登録旅行業第1847号](以下当社といいます)が企画・募集し、実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- (2)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関などの提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように手配をし、管理することを引き受けます。
- (3)募集型企画旅行契約の内容、条件はパンフレット等、出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)および当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下当社約款といえます)によります。

2. お申込み(旅行契約)

- (1)当社は当社の受託営業所にて(以下「当社」といいます)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お1人様につき申込金(原則として旅行代金の20%相当額)を添えてお申し込みください。申込金は旅行代金、取消料または運約料のいずれの一部または全部として取り扱います。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。振り込みの場合はお客様の振り込み手続きが完了した時点、「ゆうちょ銀行口座自動引落し」の場合は引き落としがされた時点で成立します。なお、特定コースにつきましては、別途パンフレットなどに定めるところによります。
- (2)当社は、電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約を受け付けます。この場合、旅行契約は予約の時点では成立していません。当社が予約承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込金を受領した時に成立するものとします。

3. お申込み条件

お申込み時点で未成年の方は親権者の同意書が必要です。15歳未満の方は親権者の同行を条件とする場合があります。慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障がいをお持ちの方、高齢の方、などで特別の配慮を必要とする方は、旅行申込書該当欄に症状を含むその旨の記入をお願いします。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じる特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。また医師の診断書や所定の「お伺い書」を提出していただく場合があります。また、場合によってはご参加をお断りさせていただくか、同伴者の同行を条件とすることがあります。

4. 旅行代金とお支払い方法

- (1)旅行代金とは契約書面に旅行代金として表示した金額をいいます。ただし、パンフレットに記載(または別途、当社が案内)したお1人部屋を使用する場合や航空機・宿泊機関のクラス変更等の追加代金がある場合にはこれを加算し、3人割等の割引代金がある場合にはこれを減算した額をいいます。
- (2)本項(1)の代金の額は、申込金、取消料および変更補償金を算出する際の基準となります。
- (3)旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日前頃にお振込みのご案内を送付いたします。書類到着後3日以内にお支払いください。(※一部コースを除く)

5. 旅行代金に含まれるもの

- *日程に表示している航空・船舶・鉄道等利用運送機関の運賃・料金(運送機関の課す付加運賃・料金(原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるもの)にかぎりず。以下同様とします。)(は含まれておりません)
- *日程に表示している送迎、都市間の移動(バス等の料金)
- *日程に表示している観光の料金(バス、ガイド、入場等の料金)
- *日程に表示しているホテル料金(2人部屋にお2人の宿泊を基準)
- *日程に表示している食事料金
- *添乗員同行コースの同行費用
- *団体行動中のチップ

6. 旅行代金に含まれないもの

- 前項に記載したもの以外は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- *空港及びホテルでのボーダーサービス(手荷物運搬料)
- *超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超えるもの)
- *クリーニング代、電話料、ホテルのボーイ、メイド等に対するチップ、追加飲食等個人的性質の諸費用
- *傷害疾病に関する医療費用等
- *日本国内の空港旅客施設使用料
- *運送機関の課す付加運賃・料金
- *旅行日程中の空港税・出国税及びこれに類する諸税
- *日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費、および宿泊費等

渡航手続料金	
① 出入国記録書類を当社で作成するとき	1人につき4,400円(税込)
② 旅券申請書類の作成代行をするとき	1人につき3,850円(税込)
③ 査証申請書類の作成・取得をするとき(査証実費・手続代行業者への手数料は別)	1人1カ国につき5,500円(税込)
イ、各当該料金に合算して申し受けます。 ロ、お客様ご自身が各手続きを行われるときは、料金をいただきます。	
各国査証代および予防接種料金	
* 旅券印紙代(5年旅券)11,000円、10年旅券16,000円)	
* 任意の海外旅行保険料 * オプションツアー代金	

7. 確定書面(最終旅行日程表)

確定書面(最終旅行日程表)は旅行開始日の前日までにお渡しします(旅行開始日の7日前頃には発送できるよう努力いたします)。添乗員が同行しない場合は、旅行管理業務を行う手配業者等の連絡先は最終旅行日程表でお知らせします。

8. 旅行契約内容・代金の変更

当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃、料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日よりも前にお知らせします。

9. 取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

- お客様は表記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。
- 下記の旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内にお客様より取消のお申し出を確認した時を基準とします。
- ① 当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取り消しの場合も表記取消料をいただきます。
- ② 取消料の対象となる旅行代金とは第4項の追加代金を含めた金額です。
- ③ コース又は出発日を変更された場合も下記の取消料の対象となります。

旅行契約の解除期日	取消料(お1人様)
イ、旅行開始日がピーク時のとき、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日から31日目にあたる日まで(ローンに上掲の場合を除く)	旅行代金の10%
ロ、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日から31日目にあたる日まで(ハに上掲の場合を除く)	旅行代金の20%
ハ、旅行開始日の前々日以降(ロに上掲の場合を除く)	旅行代金の50%
ニ、旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

※ピーク時とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、7月20日から8月31日までをいいます。

※お取り消しの時にすでに渡航手続き開始または終了している場合は、上記取消料のほかは渡航手続所要実費をお支払いいただきます。

10. 旅行の取り消し(旅行契約の解除)

- 次に挙げる場合は、旅行の実施を取りやめることがあります。
- (1)天災地変、戦乱、官公署の命令、その他不可抗力の事由により旅行実施が不可能になった場合。
- (2)最少催行人員に満たない場合
- ※ピーク時に旅行を開始するお客様には…旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を連絡いたします。
- ※ピーク時以外にご出発のお客様には…旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を連絡いたします。
- (3)旅行代金が期日までに入金のない場合、参加をお断りすることがあります。
- (4)当社があらかじめ旅行参加条件を示した場合でお客様がそれを満たさないとき。

11. 当社の責任および免責事項

当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円を限度(故意・重過失がある場合を除く)といたします(荷物に関する損害賠償は損害発生後21日以内にお申し出があった場合に限りま)。ただしこのような場合は原則として責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、運送宿泊機関の事故もしくは火災、運送機関の遅延、不通またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離、自由行動中の食事、食中毒、盗難等。

12. 特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体、または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、一定の補償金および見舞金を支払います。現金、クレジットカード、貴重品、薬品・化粧品、食料品等の消耗品、撮影済みのフィルム、記録媒体に書かれた原稿等の補償はしません。

特別補償は事故による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救護費用等には一切適用できません。

13. 旅程保証

旅行日程にご旅行条件書23項の重要な変更が行われた場合は、その約款の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%~5%に相当する額の変更補償金をお支払いします。変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、1旅行契約につきの変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

14. お客様の責任

当社はお客様の故意または過失、法令もしくは公序良俗に反する行為により当社が損害を被ったときはお客様が損害の賠償を申し受けます。

15. お客様の交替

お客様の交替に関してはこれに要する手数料として10,000円を頂きます。但し、当社にてお名前のご変更がお客様ができる場合に限りません。なお、ご出発日、コースの変更につきましてはお取消料と同額となります。

16. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2025年4月14日を基準としています。また、旅行代金は2025年4月14日現在有効な航空運賃・適用規則を基準として算出しています。

17. 個人情報のお取り扱いについて

お客様よりお預かりする個人情報の取扱については、ご旅行条件書巻末の「個人情報のお取り扱いについて」をご参照下さい。

18. その他

- ①パスポート(旅券)・ビザ(査証)について
訪問国(国または地域)をお持ちで、入国時に一定の残存期間が必要となる場合や、ビザが必要となる場合があります。当パンフレット掲載コースの訪問国の条件につきましては、ご案内事項をご参照下さい。(日本国籍の方が観光目的で短期入国する場合の条件です。)ごこれらの情報は各国の諸事情により予告なく変更される場合があります。
- ②保健衛生について
渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ」<http://www.forth.go.jp/>でご確認下さい。
- ③海外危険情報
渡航先(国または地域)により、外務省「海外危険情報：十分注意してください」が発生している場合は、案内書を同封しておりますので、ご確認下さい。また、海外危険情報の発生のいかに関わらず、渡航先(国または地域)の治安・社会情勢等については、外務省「外務省海外安全ホームページ」<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>等でご自身でご確認いただきますようお願いいたします。
- ④一部の航空会社におきまして、ご搭乗頂く区間により機内食及びお飲み物が有料となる場合があります。(日本発着便を除く)予めご了承下さい。
- ⑤お客様のご便宜を考慮するためにお土産物品のご案内をすることがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
- ⑥当社はいかなる場合でも旅行の再実施いたしません。
- ⑦旅行業約款(募集型企画旅行契約)について
この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。
- ⑧当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社で行っていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であったサービスが受けられなくなった場合、理由の如何にかかわらず当社は責任を負いません。

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく下記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

ご予約・お問い合わせ 当ツアーは、下記支店でのみお取扱ひしております。

■お申込み・お問合せは…

インターネットなら
24時間受付!
電話が繋がりにくい
時でも営業時間外でも
受付OK

※事前の会員登録をおすすめします。

簡単に
予約!!
スマホから



06-4795-5943
(平日10:30~17:30、土・日・祝日はお休み)

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく、左記総合旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

旅行企画・実施



心に届く旅
阪急交通社
Direct to your heart



ボンド保証会員
一般社団法人日本旅行業協会(JATA)正会員



旅行業公正取引
協議会 会員

株式会社 阪急交通社 大阪団体支店
〒530-8355 大阪市北区梅田2-25-25
ハープスOSAKA9F
総合旅行業務取扱管理者 島崎 倫史

観光庁長官登録旅行業第1847号
一般社団法人日本旅行業協会正会員

H036954700